

令和3年10月11日開催 東京地方裁判所委員会報告

「裁判員選任手続」について

東京地方裁判所委員会委員・会員 市川 充 (47 期)

令和3年10月11日に開催された東京地方裁判所委員会について報告します。今回のテーマは「裁判員選任手続」です。

1 裁判所からの報告

まず裁判所から、①裁判員の選任方法、②裁判員の欠格事由等、③辞退、④現状と課題について報告がありました。このうち、①から③については、一般的な制度の説明がなされ、④の現状と課題については、新型コロナウイルス感染症の問題と裁判員の辞退率の上昇・出席率の低下の問題が紹介されました。

辞退率は、平成22年の53%が平成29年以降は66%になっており、上昇した背景として、高齢化社会の進展（70歳以上であることが辞退事由としてある）、雇用情勢の変化（休暇がとりにくい）、審理日数の長期化（当初平均5日であったものが現在は10日）、裁判員についての国民の不安感の上昇・関心の低下といった点が挙げられました。

出席率の低下については、平成22年の80.6%が平成29年に63.9%となったこと、現状、裁判員を選任できないという深刻な事態ではないので、裁判所は、辞退そのものについては問題視していないが、無断欠席は放置できないと考えているとのことでした。そして、出席率を上げるため、広報活動のほか、保育・介護施設の案内、職場への協力要請書面の候補者への送付、質問票の未回答者への再通知などの工夫が報告されました。

なお、コロナ禍での出席率はやや上昇しており、これはテレワーク等により参加しやすくなったのが原因ではないかとの説明がありました。

2 意見交換

意見交換では、辞退率と出席率の点に意見が集中しました。今後18歳以上の人が裁判員候補となると出席の確保が一層困難になるのではないかと意見、無断欠席者が多いのは、制度発足の当初と比べ関心や意識が低くなっているからで、教育、広報がもっと必

要ではないかという意見、一般の国民は訴えられたくもないし、訴えたくもない、まして裁判員などに関わりたくないという意識があるので、裁判員には意味があることを小さいときから教育することが必要だとの意見、実際の裁判員裁判では、検察官、弁護人がわかりやすい進行をしており、これが国民に伝われば関心は高まるのではないかと意見（これに関連して、検察官委員からは検察庁としてもわかりやすい裁判を心がけているとの紹介が、弁護士委員からは弁護士会では研修等を定期的に行っていることが紹介されました）、国民が裁判に参加することの意義や裁判員制度により裁判がよくなったことをもっと国民に示して意識を高めるべきだとの意見、守秘義務の負担を軽減する措置が必要だとの意見（これに対しては裁判所から守秘義務の範囲を裁判員に説明すると裁判員の心理的負担は小さくなるとの説明がありました）が出されました。

裁判所からの「出席率を上げる方法として何が考えられるか」との質問に対しては、会社員が裁判員裁判のために会社を休めるような法制度が必要であるとの回答、選任手続の通知の発送時期を現在の6週間前よりももっと早めてはどうかとの回答、拘束時間をもっと短くすべきとの回答、コロナ禍でのテレワークにより出席率が上昇したことは今後の対応のヒントになるのではないかと回答がありました。

その他、辞退の理由（たとえば「重要な仕事に従事」の解釈）を国民が自ら判断することには無理があるのではないかという意見、現在の辞退率や出席率をみると裁判員になれる人に偏りが生じているのではないかと意見も出されました。

3 次回令和4年2月16日のテーマは「民事交通訴訟」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**